

板橋区立男女平等推進センター団体登録要綱

平成11年10月1日区長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、板橋区立男女平等推進センター条例施行規則（平成11年板橋区規則第55号。以下「規則」という。）第3条第2項の規定に基づき、板橋区立男女平等推進センターの団体登録（以下「登録」という。）手続きについて必要な事項を定めるものとする。

(登録の届出)

第2条 登録を希望する団体は、男女平等推進センター団体登録届出書兼印刷機利用者カード交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 規約その他これに準ずるもの
- (2) 会員名簿
- (3) 事業報告書
- (4) その他区長が必要と認める書類

(登録の要件)

第3条 登録を受けようとする団体は、規則第3条に定める要件のほか、男女平等の推進に関する学習・活動を現に行っている団体とする。

(登録の決定)

第4条 区長は、第2条の届出を審査し、登録を決定する。

(登録の有効期間)

第5条 登録の有効期間は、登録日の年度を含む3年度間とする。

(印刷機の利用)

第6条 登録を受けた団体は、男女平等推進センター印刷機使用基準（平成20年2月28日児童女性部長決定）の規定による印刷機を使用することができる。

(変更の手続)

第7条 登録団体は、第2条の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、男女平等推進センター団体登録変更届（別記第2号様式）及びその他必要な書類を区長に提出しなければならない。

(登録の取消)

第8条 区長は、登録団体が次の各号の一に該当する場合は、当該団体の登録を取り消すことができる。

- (1) 登録団体が登録の廃止を申請したとき。

(2) 規則第3条の要件に該当しなくなつたと認められたとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、登録に関し必要な事項は、総務部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成11年10月1日より適用する。
- 2 この要綱の適用日以前に登録を受けている団体については、この要綱による登録とみなす。
- 3 この要綱は、平成20年4月1日より適用する。
- 4 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

板橋区立男女平等推進センター団体登録届出書兼
印刷機利用カード交付申請書

年 月 日

申請者名

申請内容		1. 新規		2. 更新		
ふりがな 団体名						
代 表 者	ふりがな 氏名			自宅電話	()	
				携帯電話	()	
				FAX	()	
連 絡 者	住所	〒 -		メールアドレス		
	ふりがな 氏名			自宅電話	()	
				携帯電話	()	
				FAX	()	
構 成 人 数 (<small>会員名簿は別紙のとおり</small>)	合計	区内在住・ 在勤・在学	その他	設立年月日 (規約は別紙 のとおり)	年 月 日	
	人	人	人			
活動状況	定期	・ 不定期	週に	回程度	又は 月に	回程度
活動目的						
活動内容						
活動分野 (<small>あてはまるものすべてに○</small>)	1. 男女平等 2. 家族・家族関係 3. ころ・性 4. 育児・子育て 5. 教育 6. 健康 7. 福祉 8. 地域コミュニティ 9. 生活一般 10. 仕事 11. 防災 12. その他 ()					
印刷機の利 用	1. あり [使用目的：主に 団体の会報 学習資料 チラシ その他 ()] 2. なし					
団体の 発行物等	なし	あり	機関誌 (年 回) 、 その他 ()			

<事務処理欄>

申請書受理		受付		印刷機利用登録				
年	月	月		発行 日	年	月	日	登録 証

板橋区立男女平等推進センター団体登録変更届

年 月 日

届出者名

ふりがな 団体名	
変更年月日	年 月 日
変更事項	1. 団体名 2. 代表者 3. 連絡者 4. 構成人数 5. 活動状況 6. 活動目的 7. 活動内容 8. 活動分野 9. 印刷機の利用 10. 団体の発行物 11. その他()
新 (変更後)	
旧 (変更前)	

<事務処理欄>

届出書受理			受付	印刷機利用登録					
年	月	日		発行 日	年	月	日	登録 証	